

「SD export」に関する特約

本特約は、「SUPER DELIVERY 出展契約書」(以下「出展契約」という。)に付随し、出展契約に基づき登録された出展企業(以下「甲」という。)が、株式会社ラクーンコマース(以下「乙」という。)の開設する商材販売用ウェブサイト「SUPERDELIVERY」(以下「本ウェブサイト」という。)において、乙が提供する海外輸出販売サービス「SD export」(以下「本サービス」という。)を利用して商品を販売する際に甲乙間に適用されるものとする。なお、本特約に用いる各用語は、特段の定めがある場合、または文脈上別儀であることが明白である場合を除き、出展契約に用いる各用語と同義とする。

第1条(本サービスの利用)

1. 甲は、本サービスの利用を希望する場合、本特約に同意の上、乙所定の方法により申込むものとする。
2. 乙は、前項の申込みを受けた場合、乙所定の基準により審査を行った上で本サービスの利用を認めた場合は、甲に対して電子メールにより利用が可能となる日(以下「利用開始日」という。)を通知する。
3. 前項通知は、甲が乙に届け出て登録されている電子メールアドレス宛に送信するものとし、甲の電子メールアドレスが変更されている場合でも、登録されている電子メールアドレスに送信した場合には、乙は有効に通知を行ったものとする。
4. 甲は、本サービスの利用に際しては、本特約及び本特約に付随して乙が別途定めるガイドライン、マニュアル等(以下「ガイドライン等」という。)に従うものとする。

第2条(納品方法)

1. 甲は、予め売買の目的物につき瑕疵その他の不具合がないかを検品のうえ、乙の指定する輸出代行業者に対し、乙の指定する納期に、ガイドライン等に従って納品する。
2. 前項により納品が行われたときは、乙の指定する輸出代行業者が乙に代わり検品を行い、合格した目的物につき引渡しを受けるものとする。
3. 納品した目的物につき瑕疵その他の不具合があった場合、甲は一切の責任をもって乙所定の方法で速やかに代替品の供給等の対応を行い、乙を免責するものとする。なお、甲は、代替品の供給等に時間を要した場合、乙の定める倉庫管理料等の追加的支払が生じる場合がある。

第3条(表明・保証)

1. 甲は、出展契約に定める他、売買の目的物が以下の条件を満たすものであることを保証するものとする。
 - (1)ガイドライン等において輸出禁制品等本サービスを通じて売買が行えないものに指定されていないこと。

- (2)本ウェブサイトへの出品に際して乙所定の甲管理画面への入力必要事項が漏れなく正確に入力され、当該出品がガイドライン等に抵触していないこと。
2. 乙は、前項の要件を欠くことが判明した場合、もしくは要件を欠く恐れがあると合理的に判断した場合、何ら催告なく当該商品の出品を取り消すことができるものとする。
 3. 出展契約第9条3項における「関連法令」ならびに同条5項及び6項における「法令」には、本サービスの性質上これに関連する外国法令も含むものとする。
 4. 甲は、売買の目的物に起因した損害が生じた場合、甲の責において解決を図り、乙を免責するものとする。
 5. 前項の規定にかかわらず、乙は、他の第三者から売買の目的物に起因した損害についてクレームを受けた場合に、乙自身において防御を図ることを選択することができるが、その場合において乙に生じた費用(弁護士費用を含む)は、甲の負担とする。

第4条(返品)

乙の転売先から甲に対する返品の可否及び返品可能な場合の返品の条件・手続等については、乙が別途定めるガイドライン等に従うものとする。

第5条(ガイドライン等の変更)

1. 乙は、本特約及びガイドライン等を乙の裁量により変更することができるものとし、本特約及びガイドライン等を変更する場合は、乙所定の予告期間をもって変更内容を甲管理画面に掲載するものとする。ただし、甲の利益を害さないことが明らかな軽微な変更については、事前の掲載を要さないものとする。
2. 前項の予告期間が終了した時点で、甲は、当該変更内容を承認したものとする。

第6条(本サービスの停止・廃止)

1. 乙は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、甲に事前に通知することなく本サービスの一部もしくは全部を停止または廃止することができるものとする。
 - (1)システム障害等により緊急にシステムの修繕、点検または更新を行う場合。
 - (2)天災地変、停電その他の不可抗力により、本サービスを提供することが困難な場合。
 - (3)その他技術上または営業上の理由により、乙が本サービスの提供の停止または廃止が必要と判断した場合。
 - (4)甲において本特約またはガイドライン等の違反があった場合。
2. 前項に基づき本サービスの提供の一部もしくは全部を停止または廃止したことにより、甲に何らかの損害または不利益が生じた場合であっても、乙の責めに帰すべき事由である場合を除き、乙は責任を負わない。

第7条(有効期間及び更新)

1. 本サービスの有効期間は、第1条に定める利用開始日から1年間とする。ただし、期間満了の1週間前までに甲及び乙いずれかから乙所定の方法による更新を拒絶する旨の申し出がない限り、自動的に1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。
2. 前項にかかわらず、本サービスの有効期間中、甲または乙から相手方に対して、乙所定の方法により本特約終了の意思表示がなされた場合、有効期間の途中であっても本サービスは終了する。ただし、終了の意思表示は、本サービスの終了を希望する日の1週間前までに行うことを要するものとする。
3. 出展契約が終了した場合は、本サービスも当然に終了するものとする。

第8条(本サービス終了後の処理等)

前2条により甲に対する本サービスの提供が終了した場合であっても、既に成立している個別契約は存続し、本特約が適用されるものとする。

第9条(本特約の優先適用)

本特約に定めなき事項については、出展契約、その他甲乙間に適用される一切の契約等(以下「出展契約等」という。)の定めに従うものとする。ただし、本特約と出展契約等に齟齬がある場合には、本特約を優先適用し、本特約の定めに従うものとする。

以上